

第22回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

平成24年4月26日

【日原次長】 それでは、ただいまより第22回「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を開催させていただきます。皆様方には大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本会議の議事につきましては、後ほど座長から改めてお話がありますとおり、報道関係者に公開で開催させていただく予定ですが、報道関係者の皆様におかれましては、あらかじめお配りした留意事項をお守りいただきますようよろしくお願い申し上げます。また、冒頭のカメラ撮りにつきましては、副大臣挨拶までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料を確認させていただきたいと存じます。議事次第、委員名簿、配席図、配付資料一覧のほか、資料1-1から資料4、参考資料1-1から参考資料4-3までとなっております。配付漏れがございましたらお知らせください。

なお、会議でのご発言の際には、席上のマイクのボタンを押してマイクをご使用いただき、終了後は再びボタンを押していただければ幸いです。

それではまず初めに、奥田副大臣よりご挨拶をいただきたいと思います。

【奥田副大臣】 ご苦労さまでございます。中川座長をはじめ委員の先生方には、ほんとうにお忙しい中、本日もご列席をいただきました。また、前回は会議にふさわしい環境を国交省として準備できませんでしたことをこの場をかりておわびを申し上げます。先生方には「中間とりまとめ」という形で個別ダムの検証のあり方を示していただいて以来、また24のダムについてのご意見を伺わせていただきました。そのご意見を拝聴しながら、また私ども国交省としての対応方針を示させていただいてきたところでもあります。

本日は新たな4つのダムの検証、その検証のあり方についてご意見を伺わせていただきたいというふうに思います。先生方の豊富な経験と、そしてまた高いご見識からいただく意見を私どもも大切に参考にさせていただきたいというふうに思います。本日も貴重なお時間を拝借いたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【日原次長】 ありがとうございます。

恐れ入りますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラの方々のご

退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

【事務局】 以後の議事進行につきましては、〇〇先生（委員）をお願いいたしたいと思います。〇〇先生（委員）、よろしくお願いいたします。

【委員】 それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、本有識者会議の規約では、「会議は原則として非公開で開催する」とされておりますが、本日も前回までと同様に、報道関係者の皆様に公開で会議を行うこととしたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 次に、報道関係者の皆様をお願いいたします。ただいま申し上げましたとおり、皆様に公開で会議を行います。なお、会議の都合上、事前に登録していただくようお願いしております。傍聴される報道関係者の皆様におかれましては、進行の妨げになることのないよう、ご協力をよろしくお願いいたします。仮に進行を妨害される方がいらっしゃるような場合には、退室していただく等の措置を講じますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題に入る前に、私から少しお話をさせていただきます。

実は前回2月22日の会議につきましては、ご承知のように流会とさせていただいております。会議の公開を非常に強く求める方々が押かけてこられました。その間、この会場で冷静に意見を交換する、そういったことが非常に難しいのではないかと、こういった判断をいたしまして、それでやむなく流会とさせていただきました。皆さんせっかくお集まりいただきましたのに、非常にかえってご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

これまでも座長あてあるいは委員あてにさまざまな団体等からご意見あるいはご質問をいただくことがございました。これらにつきましては私ども十分拝見をさせていただいております。このようなご質問等に関して、過去の当有識者会議でも何度か申し上げたことがございますが、本日改めてお話を申し上げます。

まず、当有識者会議の公開について申し上げます。当有識者会議は原則として非公開としておりますが、第12回の会議以降は報道関係者に公開をしまっております。先ほど述べたとおり、今回も報道関係者に公開することとしたところでございます。当有識者

会議は、会議資料あるいは議事要旨、議事録を公開として、透明性を確保しております。当有識者会議に関して平成11年に閣議決定されました「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」に違反するものではないとの政府の見解が示されていると承知をしております。

次に、当有識者会議の役割についてでございます。今回のダム事業の検証におきましては、中止あるいは継続といった各ダムの対応方針を決定するのは当有識者会議ではございません。いわゆる補助ダムであれば、ダム事業の対応方針を決定するのは都道府県であり、国土交通省は当該ダムの補助金交付に係る対応方針を決定することとなっております。当有識者会議は、国土交通省に対して「中間とりまとめ」で示した「共通的な考え方に沿って検討されたかどうか」について意見を述べることとなります。これらのことは当有識者会議の「中間とりまとめ」に明記しているところでございます。また、これまでの有識者会議で意見を述べたダムに関してご質問等をいただく場合がございますが、これらのダムについては「中間とりまとめで示す共通的な考え方に沿って検討されたかどうか」について既に意見を述べておきまして、当有識者会議としての役割は既に果たしているものと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

それでは、議事次第の(1)「ダム事業の検証の検討結果について」に入りたいと思います。本日、新たに4つのダムについて意見を述べることにしたいと思います。報告された資料につきましては、委員の先生方にはあらかじめご覧をいただいているところでございますが、まず事務局から概要をご説明いただきたいと思います。また、各委員からお気づきの点については既にお寄せいただいておりますので、説明に当たっては適宜補足しながらご説明いただければと思います。

【委員】 すみません、ちょっと今の〇〇先生(委員)の最初のご発言について、ちょっと一言。それから今日の今の入ってくる時の状態について一言申し上げたいのですが、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 前回、流会ということがありまして、それで、それはなぜそうなったかというのを考えると、やはり要はこの会議の目的というのは、新しいよい治水計画を国民に広く知ってもらい、あるいは議論したいということだったと思うんですけども、今日、私がここに入ってきたときのように、あんなに人垣があつて入れないというような、つまり、

この議論が開かれていない。つまり、後であれを出すというけれど、この議論自身が、もう入ってくるときの形態として、あの人垣があってもったところでこの議論をしなきゃいけないということが、私は何か、前回あったことと今日の会議の間で、これは事務局なのか私どもなのかはわかりませんが、かじを切り間違えているのではないかと。やはり治水というのは、もっと開かれた場所で生命、財産、安全というのを広く議論したいということではないのでしょうか。それに比べると、今日私がここへ入ってくるときの途中のあれというのは、ちょっと議論がしにくいというか、何かどうすればということをしてここで私は申しませんし、今日は議論に参加したいと思えますけれども、ちょっと入ってくるところで違和感があったということをお願いしたいと思います。

お時間をいただいてすみませんでした。

【委員】 今の〇〇先生（委員）のお話ありがとうございました。で、今日の〇〇先生（委員）のご発言というのは、多分今までの経緯を踏まえてのこととございますので、有識者会議としては「中間とりまとめ」にのっとり、そしてその方針どおりに議論されているかどうかということも肅々と見るというのが使命だと思っておりますので、よいと思うのですが、確かにその一方で、少しあり方を、〇〇先生（委員）がおっしゃったようなことも踏まえてどこかの場でやはり議論をするべきではないかという気がいたします。現状のままという議論も当然あり得ると思えますし、あるいはそれをもう少しご理解いただくという立場もあると思えますし、あるいはその反対に、公開ということもあり得ると思えますが、そこはやはり真摯に少し議論を有識者会議としては何らかの場でしてよいのではないかという気がいたしました。

【委員】 ほかに何かご意見は。

【委員】 この議論の仕方を我々の中で議論するということは、それなりに意義があると思うんですが、ただ、ある1つの目的を持った団体が来て、それは治水の問題をきちんと考えるという考え方で私はないような気がするわけですね。そういう団体が入ってきていろいろな議論をかき回していくということは、我々は極めて中立的にいろいろな議論をしているところなんですけれども、そういうことに関して今までのそういう人たちの見解は、私のほうから見たら非常に偏った考え方に思えます。そういう人の意見も平等に扱うべきでしょうか。治水の問題を考えることは、これはもう大賛成なんです。みんなでやはり議論すべきでしょう。ただし、ある目的を持った人が集まってきて、それを力でもってやろうというのは、非常に私は違和感を感じます。これは私の意見です。あり方について

議論することはいいことです。

【委員】 順次ご意見を申し上げることになりますけれども、もともとこの会議は政治的なスタートであった、新政権のマニフェストというあたりから始まっているわけですね。しかし、できるだけ政治的な色彩のないように、客観的に、公平に、透明にやっていくというのがこの会議の本質であろうと思います。政治というとこれは力ですね。賛成も反対も力をぶつけるのが政治、逆に、力で来るのは政治的なものになるというおそれがあるのではないかと思います。したがって、こういう静穏な環境をつくっていただいて初めて自由な議論ができるわけでありまして、そうでなければ、我々一人一人が個人攻撃を受けたりというようなおそれもないわけではない。それは過去に、終戦直後以来、あの荒れた世相の中で十分私どもは経験してきたことであります。したがって、このような環境をつくっていただいて初めて今日も議論ができる。前は残念ながらそれができなかったということを私は感じております。ですから、これでよろしいと思います。

【委員】 ほかはよろしゅうございますか。

【委員】 私は、今、〇〇委員（委員）が主張されていることと全く同じように感じております。ここで最終的ないろいろな議論をし、結論を出さなきゃいけないときには、我々は有識者という名前をいただいているわけですから、それで多くの場合は研究者であるわけで、非常に将来に対する透徹した目を持って冷静に議論したい、それじゃなきゃこの有識者会議の意味がない。非常にエモーショナルな環境の中で結論を出して将来に禍根を残すようなことであってはいけない。そういう意味で、できるだけここは冷静に議論したい。

もう一方で、我々研究者ができるだけ治水事業に関して論文を書いたり、きちっとした雑誌に投稿したり、あるいはしかるべききちっとしたメディアを通じて自分の意見を述べるというような場もあり得るわけですから、あるいは学会等のところで発表する機会もある。そういうのを我々有識者というのは持っていますので、この場は非常に冷静な目でクールに議論ができるような場としていただきたいと思います。

【委員】 ほかにございませんか。

それでは、今、各委員から発言されました内容につきまして、また後日、委員間で議論をさせていただいて、そして今後の進め方といったものについて結論を出したい、こう思っておりますので、今日はこれで始めさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうから今日のダムの説明をお願いします。

【事務局】 それでは事務局から今日の4ダムについてご説明申し上げたいと思います。

まず、岐阜県の内ヶ谷ダムですが、参考資料の1-1です。1ページは流域の概要で、内ヶ谷ダムは木曾川水系の長良川の支流亀尾島川に建設するダムです。長良川は、全長16.6km、流域面積1,985km²の一級河川です。写真、図等でその場所、状況等を示しています。

2ページは過去の主な洪水を表に示しています。平成16年に戦後最大の洪水が発生し被害をもたらしています。現在の治水計画ですが、河川整備基本方針が平成19年11月に策定されており、計画規模として100分の1です。

3ページは河川整備計画ですが、平成18年に策定されており、計画対象期間はおおむね30年間です。流量配分図を示していますが、県管理区間については、下流部で20分の1、上流部で10分の1の目標ということです。

4ページはダムの概要です。洪水調節、流水の正常な機能の維持を目的とした、高さ81.7mの重力式コンクリートダムです。進捗状況を示していますが、全体事業費340億円のうち、これまでに180億円程度を執行しており、53%の進捗状況で、用地、付替道路関係についてはほぼ終わっているという状況です。

5ページですが、事業の点検についてです。事業費の点検を行った結果、現行の340億円が約4億円増加して344億円、工期については平成37年の完成ということです。堆砂計画、計画雨量についてデータ等を延伸して点検していますが、いずれも現計画は妥当との点検結果となっています。

6ページは治水対策案の立案です。26の方策の中から、この河川への適用性から8つの方策を抽出し、それらを組み合わせて、5つの治水対策案を示しています。次の7ページは、抽出された5つの治水対策案の概要さらには費用等を、8ページはそれぞれの対策案についての平面図を示しています。

9ページは評価軸ごとの評価結果ということで、7つの評価軸について、現計画より優れるのが「○」、同等が「-」、劣るのが「×」ということで県は評価されています。安全度ですが、県独自の評価の考え方ということで、「サプライチェーン化による波及被害はどのくらいか」といったものも設定して検討されています。この点についてはいずれの案も差がないということです。その下にコスト、さらには次のページで、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、そして11ページで環境への影響を、それぞれ評価しています。治水についての県の評価結果として、ダムと河道改修の対策案である対策案1は、環境面

で劣るものの、コスト、実現性、地域社会への影響に関しては他の対策案に優っており、最も優位な治水対策案という評価をされています。

12ページからは、流水の正常な機能の維持についての評価です。対策案の立案は、ダムと河道外貯留施設の2つの方策案を抽出し対策案としているということで、その概要を示しています。

13ページはその評価結果ですが、治水対策案と同様に、コスト、実現性、地域社会への影響等について評価を行い、評価結果として、対策案1のダム案が優位な対策案と評価されています。

総合的な評価が14ページですが、内ヶ谷ダムの治水、流水の正常な機能の維持それぞれについて、現計画案の内ヶ谷ダムの建設と河道改修の組み合わせ案が優位という総合的な評価結果です。

こうした検討を進めるに当たっての手順について、フローで示しております。検討の場ですが、県、関係市長で構成され、さらには学識者による作業部会を設けて検討されています。4回開催されており、主な意見を示しています。15ページはパブリックコメントについてです。2回行われており、1回目は38件の意見、第2回目は111件の意見ということで、その概要を表に示しています。さらにこの意見募集に伴う説明会も2つの市で行われています。関市で110名が参加され、質問・意見が61名、さらに2回目として郡上市で180名が参加され、質問・意見が125名ということです。議会等への説明もされており、県議会、美濃市議会、郡上市議会、関市議会への説明をされているということです。さらに地元への説明ということで、郡上八幡の亀尾島地区において、25名の参加者の下で地元説明会をされています。

16ページですが、地方公共団体の長への意見聴取で、関係市の市長からの意見を聴いており、その内容を表にまとめています。

事業評価監視委員会の意見としては、「現行計画通り継続」を了承するというものです。こうした検討を経て、岐阜県の対応方針は「現行計画通り継続する」という結論です。以上が内ヶ谷ダムについての報告です。

続いて、参考資料2-1ですが、大阪府の安威川ダムについての検討結果です。1ページですが、安威川ダムは、大阪府の茨木市に建設されるダムで、安威川は淀川水系の支川で流域面積162km²、長さが32kmの市街地を流れる河川です。

2ページは過去の主な洪水ですが、大きな被害をもたらしたのが昭和42年北摂豪雨と

いうことで、表さらには写真で示すような被害が生じています。

3 ページですが、河川整備基本方針と河川整備計画は平成 19 年に策定されており、流量配分を図に示しています。河川整備計画については、おおむね 15 年の対象期間、100 年に一度の規模の洪水が対象ということです。また、安威川の流下能力について図に示しています。

4 ページはダムのご概要ですが、洪水調節と流水の正常な機能の維持を目的とした、事業費 1,314 億円、平成 30 年完成予定の、高さ 76.5m のロックフィルダムです。貯水池容量配分は図に示しているとおりで、100 万 m³ の有効活用容量が入っています。

事業の進捗状況は、事業費ベースで 65%、用地買収、付替道路等はほぼ終わっているということです。

5 ページは事業の点検についてです。点検結果として、事業費については現行 1,314 億円に対して 1.4 億円の減、工期については 7 年後の完成が見込まれるということです。堆砂計画、計画雨量について、データを追加して点検を行い、いずれも現計画は妥当ということです。

この安威川の目標について、先ほど河川整備計画の中でもご説明しましたが、概ね 100 分の 1 としているということです。

6 ページからが治水対策案の立案です。この河川での適用性を検討して、河道改修案、ダム案、そして河道改修との組み合わせで遊水地案、放水路案、流出抑制案、この 5 つを立案されています。

7 ページはその概要ということで、流量配分、整備内容、費用等をまとめています。

8 ページは治水対策案の評価結果を表にまとめております。コスト面でダム案が安価であり、さらには実現性、地域社会への影響等からダム案が最適というのが大阪府の評価結果です。

9 ページからが流水の正常な機能の維持についてです。現行のダム案と河道外貯留施設、そしてため池を利用する案の 3 つの対策案が抽出されています。

その評価結果が 10 ページの表です。コスト面、実現性、地域社会への影響等から、府は現計画で施工可能であり、確実に効果の評価できるダム案が最適という評価結果です。

11 ページですが、ダムの規模の検討ということで、このダムは現在、洪水調節と流水の正常な機能の維持が目的ですが、当初は水道用水も目的としていたダムです。平成 17 年、21 年の 2 回にわたって水道用水の見直しがなされ、その結果、水道事業は撤退とい

うことになりました。その見直しの中で、府が100万m³の有効活用容量として活用するという検討をされています。総合的な評価として、現行計画である安威川ダム案が最も優位ということです。

検討の手順をフローで示していますが、検討の場については、関係市が5つあり、これらの市長、府が参加して2回開催され、主なご意見をまとめております。

12ページですが、パブリックコメントについては、95名から193件の意見が出されています。関係利水者への意見聴取ですが、2つの組合に対し、かんがい用水に関する意見聴取を行っております。さらに大阪府では、河川整備委員会ということで学識経験者の意見聴取と、事業評価監視委員会への意見聴取とをあわせて行われているということです。

最後に13ページは、関係地方公共団体の長の意見聴取ということで、先ほどの5つの市の市長から意見を聴取した結果を表にまとめています。こうした検討を経て、大阪府としての対応方針は、現行計画通り継続し、安威川ダムの早期完成を図るということです。

続いて、参考資料3-1の長崎県の石木ダムについてです。1ページですが、この石木ダムは長崎県川棚町、二級河川の川棚川に建設するダムで、川棚川は長さ21.8km、流域面積81.4km²です。

2ページは、過去の主な洪水ということで平成2年に大きな洪水がありました。濁水は、佐世保市でこれまで毎年のように発生しているということです。

3ページですが、河川整備基本方針は平成17年に策定され、河川整備計画については平成19年に策定されています。河川整備計画は、おおむね30年間の計画対象期間、石木川合流点より下流の川棚川についてはおおむね100分の1の規模の降雨に対応するという計画されています。流量配分、流下能力については図に示しているとおりです。

4ページはダムの概要ですが、目的は洪水調節、流水の正常な機能の維持、佐世保地区への水道用水として日量4万m³の供給をするという目的です。全体事業費が285億円、28年度完成予定で高さ55.4mの重力式コンクリートダムです。貯水池容量配分を図に示しております。

進捗状況については、現在の事業費ベースで285億円のうち139億円ということで約半分、用地については、水没家屋が67戸あり、そのうち54戸が解決し、13戸が残っているという状況です。

5ページは事業の点検ですが、事業費については、点検の結果、285億円の変更はな

く、工期については、本体工事発注後約4年で完了するという事です。

堆砂計画、計画雨量については、データを追加して点検し、結果として、現在の計画が妥当で変更はないということです。

利水についての確認と点検ですが、水道計画については、佐世保市への供給を行う水道施設整備事業です。日量10万5,500m³の水源を確保しているものの、そのうち日量2万8,500m³が不安定な水源になっており、頻繁に渇水が発生しているということから、この不安定水源の解消、さらには水需要の増加に対応するために新規に日量4万m³の水を確保するという計画です。佐世保市にその確認を行った結果、ダム事業への参加継続の意思、さらには水量に変更がないという確認がなされています。

6ページからは、治水対策案の立案とその評価です。太枠で囲った8つを対策案として抽出されています。複合案というのがありますが、これは河道改修、具体的には河道掘削、堤防かさ上げ、引堤を組み合わせた案ということです。

7ページは、各案の概要、その費用等を整理して示しており、8ページでは各案の平面、断面等を示しています。

9ページは8つの治水対策案についての評価結果です。安全度、コスト、実現性等を示していますが、総合的な評価として、県は、現行計画はコスト、実現性、地域社会への影響の面から他の案より優位とされています。

10ページは、新規利水の対策案についてです。太枠で囲っている5つが、抽出された対策案ということです。この中で、岩屋川ダム案と地下トンネルダム案、この2つの案については、地元からの提案を受けて追加検討を行った対策案ということで、それも含めた5つの対策案について検討されています。

その概要が11ページです。貯水池案については、これは河道外貯留施設ですが、候補地が2箇所ということで、2つの案で検討されており、それらも含めて6つの案について検討されています。

12ページは6つの利水対策案についての評価結果です。新規利水についての目的別の総合評価結果は、現行計画はコスト、実現性の面から他の案より優位ということです。

13ページは流水の正常な機能の維持の対策案ということで、同様に対策案を抽出し、太枠のダム案、岩屋川ダム案、そして河道外貯留施設が2案立案されています。岩屋川ダム案については、地元からの提案を受けての検討ということです。

14ページはこの4つの案について概要、平面図、費用等を示しています。

15 ページはこの4つの案についての評価結果です。現行計画は、コスト、実現性の面から他の案より優位とされております。

16 ページは、石木ダムの総合的な評価の結果です。目的別の検討で3つの目的すべてにおいてダム案が優位であり、総合的に判断して、現行計画の石木ダム案が優位と評価をされています。検討に当たっての手順ですが、関係地方公共団体からなる検討の場として、佐世保市、川棚町、波佐見町の首長、および県で構成された検討の場を3回開催されており、検討の場における意見を示しています。

パブリックコメントについては、意見が74件提出されています。そして、地権者等との意見交換が開催されており、参加者は地権者等42名、傍聴者148名であったということです。さらに、関係住民説明会ということで、川棚町で82名の参加のもと説明会をされています。学識経験者からの意見聴取については、7名の学識者から意見を聴取されています。関係利水者の意見聴取については、佐世保市の水道局長、川棚町長をはじめ3団体から意見聴取され、関係地方公共団体の長については先ほどの3つの地方公共団体の長から意見聴取をされています。事業評価監視委員会の答申として、総合的に判断し対応方針を原案どおり認めるということです。

17 ページですが、長崎県議会では建設推進の決議がなされ、佐世保市議会でも建設推進・促進の議案が可決されているとのことです。

そうしたことも受けて、長崎県は継続実施するという対応方針です。以上が石木ダムについての報告です。

参考資料4-1ですが、沖縄県のタイ原ダムの検討結果です。1 ページですが、タイ原ダムは沖縄県の西のほうの久米島に建設するダムで、儀間ダムとタイ原ダムの2ダムで1事業というものです。タイ原ダムは謝名堂川という流路延長が2.85km、面積が3km²の二級河川の上流に建設するダムです。

2 ページですが、過去の主な洪水を表と写真に示しています。また、渇水により、サトウキビの立ち枯れといった被害が生じているということです。

河川整備基本方針は平成13年に策定されており、流量配分を図に示しています。

3 ページですが、河川整備計画は平成13年に策定され、計画対象期間はおおむね15年、目標は30年に1回程度の洪水に対応するというものです。河川整備計画の流量配分、流下能力を図に示しています。

4 ページはダムの概要ですが、このタイ原ダムは、洪水調節と流水の正常な機能の維持

を目的とした、高さ28.9m、総貯水量42万³m、事業費56億円のフィルダムで26年度の完成ということです。

進捗状況についてですが、56億円のうち20億円の執行で36.9%、付替道路、工事用道路についてはまだ進捗していないという状況です。

5ページは、事業の点検を行っています。当初、流水の正常な機能の維持の容量を確保するとのことでしたが、この点検を通じて、その容量は不要になったということです。既設のかんがい用のため池のタイ原池の直下流にダムを建設して、洪水調節容量、既得のかんがい用水の振り替え分、さらには河川維持用水を確保するという計画でしたが、今回の点検により、この既得のかんがい用水が不要になり、その結果、洪水調節と現在の農業用のタイ原池分のかんがい用水の2つになったということです。事業費について見直したところ、56億円が72億円になり、完成までに6年かかるということです。計画雨量について点検したところ、現在の計画雨量は妥当とのことです。

6ページからは、治水対策案の立案と評価ですが、赤で囲った5つについて治水対策案として立案されています。

7ページですが、概要図、完成までに要する費用等を表に整理しています。左から現行のダム案、遊水地案、放水路案、河道改修の引堤案、河道改修の築堤案です。費用をござらんいただきますと、この中で遊水地案、河道改修の引堤案、築堤案が現行のダム案よりも安価ということです。

8ページに治水対策案についての評価結果を表に示しています。治水対策案についての総合評価として、二重丸、丸、三角をつけていますが、コストさらには一定期間内の効果発現から、河道改修の引堤案が最も優位と評価されています。

9ページですが、こうしたことから県は総合的な評価として、河道改修が最も優位と評価をしております。この検討に当たっての手順ですが、検討の場については、関係地方公共団体として久米島町、そして沖縄県ということで4回開催されており、主な意見を示しています。

10ページですが、パブリックコメントについては意見がなく0件でした。住民説明会については、記載されている方々が出席して開催されています。学識経験者からの意見聴取については、5名の先生方から意見をいただき、主な意見を示しています。関係地方公共団体の長は久米島町長ですが、総合的な評価結果について特段の意見はないということです。関係利水者は土地改良区ですが、特段の意見はないということです。事業評価監

視委員会は、タイ原ダムの中止による事業見直しは妥当との審議結果です。

こうした検討を経て、沖縄県は、治水対策としては河道改修の引堤が最も優位ということで、このタイ原ダムを中止する対応方針としています。以上が検討結果です。

【委員】 どうもありがとうございました。ただいまの件につきましてご意見等ございましたらどうぞ。

【委員】 それではよろしいですか。まず、内ヶ谷ダムのご説明について2つ伺います。

1つは、参考資料1-1でご説明いただいたものに、3ページに流下能力図があつて、補足資料にも何か同じような絵が入っていたかと思うんですが、なかったかな。あ、ありますね、参考資料1-3の2ページ目にありますね。これは何が補足されたのかということ。それから、この絵を見ると、いずれにしても、ダムがありなしで引かれているこの線が極めて差が小さいというか、これだけ見ると何かダムの効果ってほとんどないねということを宣伝しているような絵のように見えるんですが、そうではなくて、やはり大事なんですよというのを、何かもう一言この絵を出すんだったら言っていただきたいなということがあります。

それからもう1つは、今の参考資料1-1の5ページにダムの工程表というのがあります。これが平成23年から平成37年までかけてつくるということになっています。緊急性が高い、重要性が高い治水の課題であれば、15年先まで待ってくれというような計画にならないかかもしれないと思うのですが、これだけ十何年かけてゆっくりやりますよというのはなぜなのかということをご説明いただきたい。これも必要性が低いからゆっくりやるわけではないのだろうと思います。そこのところをもう一言ご説明いただけないかということでもあります。

【事務局】 まず1点目ですけれども、流下能力図については同じものです。この概要資料は県のほうでつくられているわけですが、報告書にないものもありまして、それを補足資料として追加させていただいております。これは今までのほかのダムでも同様です。

それから、ダムの効果ですが、本川が非常に大きな河川ですので、そう見えるかも知れませんが、ダムの効果としては、流量配分図を示しておりますけれども、支川の亀尾島川、さらには本川についても河川整備計画目標に対して100m³/s程度の効果があるということです。

また、工程についてですが、ダムについて着手から11年ぐらいになっているかと思い

ます。この亀尾島川は山間部の非常に急峻な地形になっており、冬の間は積雪で工事ができない場所ということです。もう1つは猛禽類の営巣の関係で施工が制限されるということです。急峻な地形ということから、例えば道路は工事が片側からしかできないという施工面の制約があり、どうしても時間がかからざるを得ないということです。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 結構です。だけど、やはり世の中には、今、防災、減災ということからしてもっと急がなければいけないところ、緊急性の高いところがあると思います。そういうものに直面しているときにこれでいいのかという思いは消えません。

【委員】 今の質問と関連するんですけれども、亀尾島川というのは、これは概要資料の3ページ図1.3に流量の資料があります。例えば内ヶ谷ダムで10分の1の洪水に対して150 m³/s 入ってきたものが、これは70 m³/s になるんですか。この亀尾島川というのは、この流域に人が住んでいて、洪水調節をやる必要があるのでしょうか。今の〇〇先生（委員）がおっしゃったのは本川についての議論だったですけれども、私の質問は支川のほうです。

【事務局】 この亀尾島川、ダムを建設する地点については非常に急峻ですが、長良川と合流する地点については人家等があります。

【委員】 だから、そこに対しては例えばここで安全度評価したら10分の1とかあるいは20分の1、ちょっとわかりにくいですが、こういうものを安全度として考えているわけですか。

【事務局】 はい、そういうことです。

【委員】 そういう箇所が、この合流点付近に集落があるということですね。

【事務局】 はい。で、それはあくまでも河川整備計画の目標ということです。

【委員】 ええ、河川整備計画ですね。

【事務局】 はい。

【委員】 わかりました。

【委員】 今の内ヶ谷の3ページで〇〇先生（委員）がお尋ねになられた流下能力図ですが、これは満杯流量という桃色の線があるんですが、これは天端までの流量と考えていいんですか。

【事務局】 はい、そういうことです。

【委員】 で、暫定流量の場合には、だからそれだけ青の流下能力まで減る、そういう

解釈ですね。暫定堤防の場合には天端が低いから余裕高が足りないというので、青色のほうが低いということですね。そういう解釈でいいですね。

【事務局】 余裕高を考慮した流下能力がこの青色のところになります。

【委員】 満杯というのは何ですか。

【事務局】 堤防天端までということです。

【委員】 それだったら……。え、青色は何ですって。

【委員】 余裕高の分の下が青色で、余裕高の上というか、現在の一番高いところがピンクなんですよね、これ。

【委員】 いや、だから、暫定堤防だから低くなっていると理解していたんですが、それはいいですが、その場合、右岸、左岸でそれぞれの堤防に対して計算している。何か非常に、河川工学の常識なのかもしれませんが、何か左岸と右岸とでこんなにずれていたら、どちらか低いほうが流下能力だと思うんですけどもね、そうでなくて、各堤防について、左岸と右岸それぞれについて計算する、そういう計画論なんですか、これは。河川工学の常識なんですか。いや、私、ちょっと知らないものだからお尋ねしただけで。左岸と右岸とあって、どちらか低ければ低いほうが流下能力だと思うんだけど、もちろん多少のあれはありますけどね。

【事務局】 基本的には、それぞれの左右岸の堤防の高さで評価をすればこうなるということですが、川全体の流下能力はまた違うことになると思います。高さで機械的に評価するとこうなるということかと思います。

【委員】 だとすると、これは河川工学は今後もこういう評価の仕方をされるんですかね。どうも非常に不思議な気がするんですけども。同じ川で左右の能力が違っていたら、この流れがありますよ、その差はもちろんあるんですけども、何かこれで評価するって非常に奇妙に思うんですけども。いや、いいです、これは本筋の話じゃありませんから、またいずれ教えていただければ。

以上です。

発言がないようでしたら、なぜそんなことを考えるかといいますと、〇〇（政務三役）が、3・11を受けて何かこれまでの見方と違ったことを考えなきゃいかんではないかということが12月7日の本会議であったと思うんですね。それで、今後に向けて考えているときに、今まで常識だったことを変えるべきことがあるんならば変えなきゃいけないという意味合いでちょっとお尋ねした、そういうことですから、またいずれ教えてい

ただければ、それだけでございます。

【委員】 ほかに。

【委員】 いいですか。今の意見に。左右岸が違うのは堤防の今までの構造上、そういうことはあり得るわけですね。こちらが高くてこちらが低いとか。

【委員】 もちろんあります。

【委員】 それを今度は直さなきゃいかんわけですね、河川整備計画の段階で。

【委員】 わかりますよ。そんなこと全部わかってますよ。

【委員】 うん、だからそういう意味でこういう図もつukらないかと僕は思うんですけどもね。そういう実態に即して、例えばこっちを補強していこうということになるのですね。

【委員】 今日は、反論しません。

【委員】 そういうような見方もできるんじゃないかと思います。まあ、そう大した問題じゃないですけどもね。

【委員】 ほかにありますか。

【委員】 極めて本質的ではなく形式的なところで恐縮なんですけど、せっかくいろいろな対策案を代替案を比較していただいている中で、ダム operates の部分というのは全くコメントがなくて、これは多分支川にダムがあつて本川にはないんですよ。だから、効果がないとか、対象にしなかった理由をきちんと書いていただければよいなと思いました。ほかのダムは、一応効果がないと見ているものは全部効果がないから排除しているという理屈になっていて、概要の6ページを見ていただくと、ダムの有効活用のところでノーコメントで排除されていて、本文をちょっと見ても、そのコメントはなくてきているんです。

【委員】 よろしいですか。私の質問は、このダムそのものもありますけれども、もとの河川整備計画がつくられて平成20年3月に策定されているわけですけども、そのときは戦後最大洪水となる平成16年10月洪水と同規模の洪水が発生しても安全に流下させることを目標とするという、全体の計画としてそういうものが目標になっている。それに米印がついて忠節地点でおおむね50分の1相当であると書いてあるんですね。これが一体、普通の人には、50分の1といっているのが、我々河川工学をやっていると川の実力とかいうふうな言い方をしますけれども、その流域の資産の集積度とか人口とか重要施設があるとか、それをいろいろ考えてみたときに、これは県のほうに質問するというよりは、国全体として、国土交通省として、こういう木曾川があつて長良川があつて揖斐川

があって、その間の長良川という、昔から非常に治めにくい川で、この50分の1というものがなかなか難しいと。今ほかの川を見てもらいましても、かなりこれよりは小さい川でも100分の1とか、河川整備計画では150分の1、つまりそれだけ確率的には小さいというか長い再帰年を持つ雨でやるのに、ここの川が50分の1であるということは、そこに住んでいる人たちにとっては、決してほかと比較して安全な川と言えるわけではないわけですね。だけど実は、じゃあどれだけの対策が打てるかというのと、この長良川というのは非常に対策のメニューの立てにくい川かなと私は思っているんですけども、これに関しては、県の計画というか、この長良川という川全体に対して水管理・国土保全局としてどういうふうに考えているのか、将来に対してですね。これは一言もし〇〇さん（事務局）たち、ありましたらご意見を聞かせてほしいんですけども。

【事務局】 この長良川ですけれども、河川整備基本方針では100分の1というのを目標にしています。

【委員】 河川整備基本方針ではですね。

【事務局】 河川整備計画では国管理区間、忠節より下流については岐阜市街地があるということもあって50分の1を確保しようとしています。そして、県の区間については、国管理区間の直上流は20分の1、さらに上流は10分の1という目標で整備を進めているということなんです。なかなか難しいわけですけれども、そういう目標を持って進められているところなんです。

【委員】 わかりました。昭和51年でしたかね、安八町の決壊というのがありましたね。あれはたしかH. W. L. 近い水位が非常に長々と続いたケースだったと思いますね。非常に長い長雨で結局堤防が吹っ飛んでしまったと。だから、つまり堤防ってまだまだわからないことがあって、今まで例えば8,000 m³/sまでもったと。だけどそれが1日か2日で終われば堤防はもったんだけど、じゃあ4日、5日続いたらもつのかと言われると、これはもう今のいろいろな計算技術をもってしても、なかなかほんとうにもつかどうかよくわからないところがあるというのが現状ではないかと私は思うんですよ。だから、その中で50分の1でやっているというこの長良川のいじらしさというか、よく頑張っておられると。だから少しでも治水安全度を上げる幾つかの工夫を今後とも続けないと、ほかの川と比較して決して安全な川をつくっているというわけではないというのは、まあこれは私の感想なんですけれども、その辺は地域の方々がどのぐらい辛抱するか受忍するか、現実的なことを考えたらもうそれしかないねとかいうようなことで頑張っていた

けているのかと思うんですけども、河川工学をやっている人間としては、決して全体としてはものすごく安全な計画論ではないということだけは私はここで発言しておきたいと思えますけれども。これはコメントに近い話です。

【委員】 私も今のご説明というのは大変よくわかるというか、先ほど話があった流下能力図、これがかなりもう示していると思うんですね。というのは、この赤のダムありとかダムなしの線よりも堤防がどーんと低いところが随分あるわけですね。それでむしろ私なんかはちょっと首をひねるところは、普通考えると、このどーんと低いところだけ、そんなに長い距離ではないので堤防を盛れませんかというのをまず思うわけですね。だけど、これはやはり低くしてあるのはもしかすると理由があって、実際はこれはあふれさせて遊水地みたいに使っているから、これは意図的に上げないんだよという理解も何かできるかもしれないとも思うんですが、いずれにしてもそういうことがあるにしても、それに比べて今度のダムの、ダムありダムなしの線の小ささというのも一緒に見えてしまって、そのあたり、やはりご苦労の上のこの計画だということは私もよくわかるんですけども、そのあたり、やはりかなり奥行きのある説明というのが背景にあるんだろうなど、想像まではするんですけどもその先がちょっとわからないと。やはりまだまだわからんというか勉強が足りないなど自覚はするんですけども、だから、こういう際にはもう少しそういうところも含めてもう一言ご説明いただけるとよろしいかなと思っている次第です。

【委員】 この内ヶ谷ダムの報告書を拝見いたしますと、さすがに長年水害で苦労された岐阜県のつくられたもので、特に今までの共通的な考え方にはなかった新しい8項目の評価軸を県として考えたということです。大変よくなされた審議の成果も、いわばこれはプラスアルファだと思いますけれども、ここにつけ加えられて、その苦労がにじみ出ているというふうに思います。今一番問題のサプライチェーン、それから人命被害、精神的被害、いろいろとありまして、おしまいのほうに河川文化からブランドイメージまでという、ほんとうに川を県の目玉というか、命の場として大切にしていこうというのがあらわれていると思います。

これが単に県独自のものかと思いましたが、後の7の1のおしまいのほうの冒頭に、主張すべきことは国に対して主張するとおっしゃっていますので、こういった要点だけでなく、これからもいろいろな面で県からのご意見があると思うんですが、とりあえず今日のところでは、この報告書の中にあるこういったことも了承していければと思います。

ただここでは、主としては県の裁量の範囲であろうと思うんですが、特に手持ち4ダム

あって、着工したのは1ダムで、こういうペンディングで検討にかかっているのが3ダムあるということでもありますから、そういったことの県としての財政的な対応についても、それが反映されるのではないかなというふうに推察をしております。そういういろいろな苦勞の結果、また積極的なご提案がありますので、私はこれをこの委員会として了としたいというふうに思いますが、いかがなものでしょうかということでもあります。

【委員】 じゃあすみません、安威川ダムのコメントをよろしいでしょうか。

安威川ダムで私が1つだけ伺いたいのは、利水が消えたというご説明がありました。それが有効活用容量というのに転化しています。そこで、これはダムの予算のほうのアロケーションで、利水にのっていたものがこれは治水の予算に組み込まれたという理解になるのでよろしいのか。それから有効活用容量というのはあまり聞かれない名前ですけれども、ダム計画で、何か水が余って利水容量が浮いたときに、こういうふう何か適当に名前をつけたら、みんな正常な流水の何とかで吸収するというのは、まあそんなものなのかということをお尋ねしたいんですが。

【委員】 今のご指摘に関連して、私が理解しましたのは、有効活用容量という形で考えるとしても、ダムのアロケーション、費用負担は全く同じだということではないかと思われませんが、その点と、それからこの目的、おそらくこれは、安威川というのは淀川本川に並行して、特に内水もいろいろ加わってくるところだと思いますから、フラッシュすることが重要だというふうに思われますけれども、そういうふうな理解でよろしいのかどうか、2点あわせて教えていただきたいと思います。

【事務局】 この安威川ダムについては、当初は日量で7万 m^3 の水道用水が参画することになっていたわけですが、平成17年に見直されて、日量で1万 m^3 になったということです。平成21年度にさらに見直されて、利水については全量参画しないということになりました。7万 m^3 から1万 m^3 になるときに精算は終わっており、あとの1万 m^3 については容量で言うと100万 m^3 になりますが、これについては、有効活用容量ということで、その費用は府で負担されることになっています。アロケーションは撤退する前のままで、府で負担されるということです。

その活用については、先ほどおっしゃいましたように、流量を変動させるようなフラッシュ放流として活用することを府で検討されているということです。

【委員】 私の意見ですけれども、この安威川ダムというのは安威川の上流のほうの中山間地域にできるようなダムでして、これによって非常に効率的に治水が果たせる。とい

うのは、安威川ダムの中流から下流はもう人口密集の市街地区域ですから、ここで引堤をしたりして洪水治水容量を確保するというのは大変なお金がかかるということで、ここでもきちんとアセスメントをやられていますけれども、そういう意味では、やはりこういうダムは非常に有意義なダムではなかろうかと思えます。経済的にも中下流域にとって非常に私は有効な手法だと考えています。ただし環境問題は多少ありますけれども、そういうふうな見方をしています。

それで、今言われたような例えば有効容量、言葉がちよっと分かりにくいですが、そういう水を利用して川をきれいにしていこうと考えておられるんだろうと、そういうふうな感じを受けますね。

【委員】 今のご意見に関連しますが、「中間とりまとめ」には入っていないと思いますが、B/Cの値が安威川ダムは17.5なんですね。非常に効果的だという答えが出ているのは、何か事情が、どういう量が効果があるというようなことが何か出ているものでわかっていますでしょうか。本文のほうにも詳しい話はないんですね。何かご存じだったら教えていただければ。

【事務局】 B/Cが高いのは、先ほど〇〇先生（委員）がおっしゃいましたように、沿川が非常に開発されていて、被害軽減が大きく図れるということかと思えます。代替案との比較におきましても、例えば引堤の方が非常にお金がかかってしまうということで、人家がそれだけ密集しているこの地域の特徴がB/Cにもあらわれていると思えます。

【委員】 このダムもそうですけれども、実はこの有識者会議で時々言うんですけども、全部このダムはゲートで操作をするダムでしたっけね、どうでしたっけ。穴あきダムではないですね、利水分があるから。

【事務局】 流水の正常な機能の維持がございます。

【委員】 ありますね。ですから、どのダム計画もある想定した雨を考えて、それに基づいてこういう機能が発揮できるだけのかさ高とかそれを決めるわけですが、今はやり言葉じゃないですが、想定外のことが起きたら一体どうなるんだというようなこと。例えば台風が2つ連続して来ているとか、それから今、レーダー雨量計なんかもよく整備されてきましたので、とんでもない大雨が、レインバンドと呼んでいますけれども、それが接近しつつあるかというときに、じゃあそれは計画をはるかに超える雨ですのでお手あげですというわけにいかないわけで、おそらく県としても国としてもそれに対する対策というのは、ここには出ていないと思えますけれども、いろいろと検討されている

と思うんですけども、こういう時代、想定外でしたというわけにはいきませんので、そういう異常なことが起きるときにはどういうふうなことを考えてやっているんだというようなことも今後とも研究をして、それからどこかでそういうまたダムの上の操作ルールなんかも見直してみると。ダムの操作ルールというのは、全国的に見ますと、つくったころからほとんど変えていないところが多いですので、これだけコンピューターが発達した時代ですので、あるいは降雨予測なんていうのも随分当たるようになってきております。まあ外れる場合もあるので、そこら辺はなかなか信用できないというところがあるんですけども、そんなことばかり言っていられないので、計画とは非常に違う雨が降るといようなときに一体どうするんだというようなことも、今後とも国と県、管理者がしっかり研究して実際にやっていくというのを、この場で有識者会議の意見としてぜひ実行して欲しいと思っています。これは有識者会議の委員としての意見です。

【事務局】 今の点についてですが、ゲートで操作するダムと理解していましたが、自然調節のダムになっているということです。

【委員】 そうなると、このダムだけに私の意見は適用されるわけじゃなくて、一般論として聞いていただければいいんですけども、せっかくだとつくるダムをできるだけ有効に使い切るというふうな工夫を今後とも研究して実行していく、ほんとうにやってみると、想定外ということは言えないという時代にぜひお願いしたいと思っています。

【委員】 先ほどお尋ねしたことですけれども、安威川ダムが17.5のB/Cの値が大きい、非常に効果的だということの数字が出てはいるんですけど、根拠は推測で言われたような気がするのですが、私の理解している数字で言いますと、本報告書には過去既往の最大被害の値は出ていなかったんですが、概要書に出てきて平成11年6月で18.8億の被害があった。それで事業費は1,314億ということになっている。それと比較するのはどうかと思いますが、内ヶ谷のほうは事業費が340億、最大被害額は本報告書にもあったんですが、16年の147億という数字が出てはいるんですね。

それで、安威川ダムが非常にB/Cが効果的だという値が出てきている根拠は何が考えられるのか。人口かなと思うと、124万人という流域人口の数字が出て、内ヶ谷のほうは23万人、だから非常に人口密度が高いところだということがわかる。ところが、被害のほうの値は18.8億ですから、これはどうなっているんだろうかなという、それでどうい計算をされているのかなというのが気になっただけでございまして、別に追加の説明をいただきたいということではございません。

【委員】 すみません、そろそろ3つ目のダムのコメントよろしいでしょうか。まだほかに。

【委員】 いいえ。

【委員】 よろしいですか。3つ目のダムで石木ダムのご説明をいただきました。それでお尋ねしたいのは、治水の計画を比べるところの、1つは実現性という欄です。説明いただいた参考資料3-1の9ページの実現性という欄でして、私どもが作りしました「中間とりまとめ」、今日はここに「中間とりまとめ」の資料がないんですが、その37ページに実現性と書いてありまして、土地所有者等の協力の見通しはどうかとあります。その下に用地取得や家屋移転補償等が必要な治水対策案については土地所有者等の協力の見通しについて明らかにするとあります。それに対する部分が報告書あるいは今日のご説明のどこにありますでしょうか。

それからそれは、「中間とりまとめ」20ページに複数の治水対策案の立案をしてくださいと5章で言っているわけですが、その中に、個別ダムの検証においては、まず複数の治水対策案を立案する、複数の治水対策案の1つは検証対象ダムを含む案とし云々とあります。つまり、検証対象とするダムを含む案の実現性というのを評価していただきたいというのが「中間とりまとめ」にあります。しかし、この報告は現行ダム案というのを比較の対象にして、それよりすぐれているか劣っているかということではほかのものを評価しています。つまり、現行ダム案を真ん中に置いた相対評価をした報告書です。私どもの「中間とりまとめ」は、これは協力の見通しを明らかにしてくれというように、要するにダムができるのかできないのか絶対評価をしてくださいということを「中間とりまとめ」に書いてあると思います。だから、そこからすると、この今の報告書というのは、共通的なやり方のとっていないというふうに思うわけです。

それからもう1点は、今の説明いただいた3-1の5ページに、ここに工程表がございます。この工程表は平成28年にでき上がるというふうに書いてあって、平成28年にでき上がるという工程に対して実現性があるというふうに報告者が言っているとすると、計画ができてから延々時間を要しているのに、今まだ進んでいないということをどういうふうにこの報告は踏まえて、実現性について踏まえておられるのかということも疑問があります。

一方、先ほど最初に検討いたしました内ヶ谷ダムは、このダムを平成37年までかかってつくろうという計画について議論をしている。これは実現性というか実際に考えて平成

37年というかなり先だけれどもつくりましょうというような計画で実現性を論ずるとい
うのが一方、延々かかっていて実現性を絶対的に表現できていないようなところで平
成28年につくりますよということが言われているというのは、やはり私は、この「中間
とりまとめ」に示された共通的な考え方で評価がされてないだろうと思います。で、この
点について私は、委員の先生方の意見を、できれば皆さんにコメントをいただきたいと思
います。

【委員】 いろいろなダムがありまして、ここで挙がっていた、先ほどの岐阜県のダム
はもう全部用地買収が終わっていたんですかね。そういうダムもありますし、それから非
常に長期間、50年ぐらいかかってやっとこさ解決するようなダムもある。だからそれを、
ここでも確かにパブリックコメントとか、あるいは町長さんが用地の問題については県
当局でしっかり議論してくださいということでした。それはまあ当然のことですが、用地に
ついていろいろな議論をして、その土地を持っている人から土地を提供してもらわないと
ダムはできないわけです。しかしながら、それには時間がかかるかもわからない。今言わ
れたように、25年からダム建設をスタートするとすれば、あと2年か3年ぐらいで用地
の解決をしなければならないわけです。必ずしも用地の解決ができるかどうか、これは我々
にはよくわからない、おそらくだれもわからないと思うんですが、ただ、河川管理者のほ
うはそれに関して誠心誠意一生懸命やりますよと言っています。ところが、相手のあるこ
とですから、それがうまくそうなるかどうかというのは保証の限りではないわけですが、
でも、このダムについては用地の問題がありますよという認識は、私も同じように共有す
べきだと思うんですが、だからこのダムがどうかこうとか言うのもなかなか言いにくい
ような気がします。

したがいまして、それについてはいろいろな段階がございまして、河川管理者、都道府
県ですね、そこの判断があるし、それからさらに国交省のほうでも、その予算をつけると
きにそういう状況があるということを認識されて、おそらく予算をつけられると思います。
我々としては、ここで用地のことを議論していてもいいと思うんですが、それでも
ってこれをどうかこうとかいうのはなかなか私は言いにくいのではないかと。ただし、そ
ういう議論があったということは議事録に残しておくことは決して悪いことではない、こ
ういうふうに思いますね。これは私の意見です。

【委員】 では私の意見を申し上げますと、冒頭に申しましたように、もともとこの検
討というのは、背景は非常に政治的なものである。それをできるだけ我々は客観的、公平

に、冷静にやっていくということでやってきたわけではありますが、しかし、実現性の問題に関して、どこまでそういう政治的な動向を視野に入れるべきか、これはなかなか難しい問題で、もちろんこれは「中間とりまとめ」のどこにも書いていない。地方議会がどうであるとか、選挙で選ばれた地方の首長さんがどう言っているとか、まして地方の政党、主要な政党がどういう立場であるとかいうことは、我々には耳には入ることはあっても、検討の正面から対象とすべきものではないということではありますが、しかし、それだけ重要であるということは理解できるわけですね。

その実現性ということ是非常に幅が広いもので、「中間とりまとめ」の中には用地補償それから関係者、要するに権利侵害、あるいは影響評価を受けるような関係者の同意があるかどうか。同意というのは、法律の中に出てきますとこれは金が動くということですよ。要するに補償しなくちゃいけない。そういう損失、損害をすべて補てんしなければ先へ進まないという、同意ということはずね。それほど重要なものがあるわけです。しかしそれは相手のあることでありますから、相手のあることを必ずやりますというわけにいかない。ところがここで工程表に28年と書いてある。必ず28年までにつくりますということではなくて、工程表というのはスケジュールですよ。予定は未定にして確定にあらざと言われますように、従来から、もし再開するとすればこういうスケジュールになっておりますというだけのことですね。

そのほか、いろいろと用地補償に関して大変なご苦労もあったようでありますけれども、これについて、これが共通的な考えに合わないということは、今までの検討経緯からしても今は言えないと思います。ただ、唯一の頼りである、急がれている事業と、それから手持ちが幾つかあって比較しながら、補助を伴う内ヶ谷の例もそうでありますけれども、そういう中で工程表というのがどれほどのまた重みを持っているのか。実現性の絶対的な指標なのであるかどうかというのは、これは一概に言うことはできない。むしろそれはあくまでも予定ではありますが、しかし一般に、こういうことを示してかからなければ議論にならない、検討にならないということは言えるわけでありまして、そういう意味の年度の表示であるというふうに私は理解をいたします。

そういう意味では、実現性一般についてなかなか難しいでしょうということ、「中間とりまとめ」案に対するパブリックコメントの中でも指摘がありましたね。しかしそれに対しては、やはり地域の問題としてさまざまな場で見通しをできる限り得られるようにしたいというふうな対応をなされたというふうに理解しております。したがって、こうい

ったことは県の主体性、これが地域民主主義として重要なことでもありますので、それを尊重するという意味で、この検討結果の報告書は何ら手続に反するものではないというふうに私は思います。

【委員】 何か発言しなきゃいけないみたいですから、私は今、〇〇先生（委員）が言われたような趣旨ですが、私は1つは、〇〇先生（委員）が最後にまとめられるときに、何件かのダムについて地元の理解が得られるようにという言葉をししば言われます。このダムについては我々は随分、私のファイルでもう1冊ほどたまっているほどの意見書をいただいております。しかし、結局地元の事業主体のほうで理解を深めていただく以外、我々は、そこに、資料にないことが何かあるような気がしてよく理解できない。したがって、逃げるつもりはありませんけれども、やはり地元のほうでよく理解を深めていただくというのが、もうお願いするしかないというのが私の立場でございます。

以上です。

【委員】 では私も。こういう社会資本整備の事業一般に全部共通のことかと思っておりますので、そういう観点から発言させていただきます。

例えば私はある自治体の事業評価委員でもあるので、そこでよく事業の進捗がおくれている事業がありますけれども、例えば非常に密集地域があって、火事が起きたときに延焼してしまう。道路は消防自動車も入らない、救急車も入れないという道路がその都市にいっぱいあります。そのために、危険は十分わかるので、道幅を広げ、救急車や消防自動車が入れるだけの道を確認しようと。路地のどれもすべてやろうとっているわけじゃなくて、その地域にそういう緊急用の車両が入れるようなものをつくろうというような事業がありますけれども、結構これがとまっています。でもまあ地元の自治体は粘り強く説得を続けている。そうこうしているうちに、やはり3・11以降、それから最近も地震による被害予想なんかが出ますと、少しずつ理解してくれる人も増えているのかなと思っています。

だから、この問題だけじゃなくて、例えば少数の方が事業に反対されるといったときに、じゃあそれを最大限尊重しちゃうと、今度は残りの99.何%か90%かそれは正確には知りませんが、それをあまり強く意識し過ぎると、結局大多数の人の不幸のほうにつながってしまう。その辺の、少ない方のダメージと全体のプロフィットとのバランスというのがその地方自治体の首長さんの考えられる政策ではないかと。それで、そういう形でこのダム計画が出てきた以上、我々はこれが手続論的に間違っていないということを理

解し、あるいはこれを出してこられたということの首長さんの熱意というか思いというか、そういうのも伝わってくるような気がします。だから、別にこれだけではなくて、社会資本整備共通、どれをやっても同じ問題を抱えているのがこういう問題じゃないかと思っております。

【委員】 今多分、この場で議論するとすると、さまざまな情報源からの情報に基づいて憶測するという事は差し控えるべきだろうと。この資料に基づいて判断するという事になるんだと思うんですね。その中で、今の〇〇先生（委員）のストレートな質問と絡むといえば絡むんですが、2つちょっとよくわからない数字があったうちの1つが、5ページの3.1の事業費点検結果というものなんですね。これは報告書の3の6を見ると、80%用地取得は終わっているということになっていますね。世帯的には86%終わっているということになっています。そうすると、平成21年度までの執行金額が約99億ですか、平成22年度以降が60億となっていて、この根拠がわからないんですね。一生懸命探した範囲ではわからなくて、そこがもし情報があれば教えていただきたいと。ものすごく単純に考えれば、8割執行を当てて2割ですよ。もちろん広大な土地を持っていらっしゃる方がいるということもあるのかもしれないですが、やはりここは事業費そのものに変化が大きいところ、考えようによっては過大な見積もりもしていらっしゃるというふうにも見えるし、またこれをせざるを得なかったということは、やはり説明はあってもしかるべきなのではないかというのが、やや間接的な感じもいたしますけれども、〇〇先生（委員）に対する答えです。

【事務局】 今の点についてお答えをしたいと思いますけれども、〇〇先生（委員）がおっしゃった99億というのは、用地補償及び補償工事費を合わせた額が99億ということです。補償工事は、付替道路の工事がまだ残っておりまして、用地及び補償費ということでいうと94億で、22年以降の残が25億ということになっているということです。

【委員】 多分そういうことなんだと思うんですけども、何でなのかなというところは、やはり下の3.6の図といま一つ合わないというところがあるのと、要するに用地補償が14億減って補償工事に14億足していますよね。

【事務局】 これは1億4,000万円です。

【委員】 これは用地及び補償費が安くなって工事費に行っている、振りかえたということですよ。

【事務局】 振りかえたのではなく、結果的にこのようになっているということです。

【委員】 一言申し上げたいと思いますが、こういった点検結果の数字などについて、わからない、信用できないでは、我々の検討は進まない、責任を果たせないわけです。少なくとも基礎的自治体である県が出してきた数字に疑問を抱くというのは非常に心外だと思います。それには事業評価監視委員会等がいろいろな面で、おそらく地方議会もこれに関与することになると思います。それがわからない、理解できないでは、あらゆる情報は自分が計算した以外は全部信用できないことになっちゃいますね。それは無茶だと思います。ですから我々はこの報告書に書いてあることは信頼してかかるより方法がない。そうでなければ、直接現地へ行ってヒアリングするなり監察をやる、調べに入らなければどうにもならんわけでしょう。会計検査院みたいなやり方までやったらえらいことになりますね。私はそう思います。

【委員】 ありがとうございます。先生方のご意見、私が何か直接お尋ねしたみたいになって申しわけないんですが、それでご意見を伺いまして、それで思いますのには、今、〇〇先生（委員）がおっしゃったように、いろいろ疑問を持ち出しても始まらないところがある、信じなければいけないところもあるというのはそうだと思います。そうであるがゆえに、今日の冒頭でも〇〇先生（委員）が、要はこの会議は「中間とりまとめ」の共通の考え方をとっているかということ調べるんですよ。私は、もともとそれだけにとどまらないで、もう少しこの会のテーマのような治水のあり方というのに絡めた議論をしたいと思っているものでありますが、〇〇先生（委員）の繰り返しおっしゃられる共通の考え方をとっているかということも大事なことだ、あるいはこの会にとって必要なことだと思っています。で、最初申し上げたように、「中間とりまとめ」には実現性として土地所有者の協力の見通しはどうか、特に土地所有者等の協力の見通しについて明らかにすると書いてあるんですよ。書いてあって、それを何人かの先生がおっしゃった中は、そのことに対して答えを言われなくて、ここの治水の背景がどうであるかということをおられる。だから私は、今ここでは、このとりまとめに共通の考え方に立っているか、土地所有者等の協力の見通しが明らかにされているか、それだけあります。これにはされていないから協力の見通しを書いてください、書いたものを出して、そうですねという話に進みたいと思う次第であります。ダムがいい悪いを言っているのではありません。この「中間とりまとめ」にあります共通のやり方に沿った報告書を出していただけないかということをおっしゃいます。

【委員】 これは、今までも幾つか完全に土地所有者との間の協議が全部調っているダ

ムばかりでもなかったと思います。だから、それらについて今おっしゃったような厳密なチェックをしたかどうかということになると、見通しがはっきりしないダムが幾つか出てきていたと思うのですね、それをやると、またもとへ戻って議論をしなければならない。だから、今おっしゃったような協力の見通しについて、長崎県か、どれだけ報告書あるいは参考資料の中でそれを開示しているのかというのを挙げる必要があるんじゃないかと思うんですね。それは直接、今おっしゃったようなものでないかもしれない。例えば関係の住民説明会、そういったところで十分な意見交換が行われた。多くは、先ほど言いましたように、反対者の方々の利害関係とか何とかという以前の問題で、自分らの生活基盤が脅かされている、そういったことから何十年も反対してこられたわけだと思うんですけども、そういったものについてもかなり意見交換が行われておりますし、知事自らが、就任してから4回かな、反対住民といたしますか、その地区の地権者とかなり長期にわたって話しておられるという事実もあります。そういった意味では、かなり積極的な取り組みが行われているというのは事実としてあるんじゃないかと。そういったことが保証になるとは必ずしも言いませんけれども、これまでの実現性についてのこの会議での議論と少なくとも同じレベルあるいはそれ以上のレベルの記述といたしますか、それがあるといたしますか、そういうのを認めてもいいのではないかと私は思うのですが。

【委員】 もう1つつけ加えますが、このように相手があり、さまざまな経緯もあったというものについて、これをどのように表現するか、なかなか難しい問題、今言われた、知事が4回会っているということも重要な今後の見通しのための努力であると思います。しかし、そういうのを逐一書く場所であるかどうか。私は、これは書き方としてはこれ以上にはできないのではないかというふうに思います。

【委員】 ○○先生（委員）のご意見はごもっともなんですけれども、私は、この見通しをできるだけ明らかにすると書いてあるんですね。それで……。

【委員】 できる限りと書いてありませんよ。見通しについて明らかにする。できる限りという文言は私どもの「中間とりまとめ」にありません。

【委員】 ああ、1行目ですね。浸水のおそれのある場所の土地所有者等の方々の理解が得られるかについて見通しをできる限り明らかにすると書いてあるわけです。だから、これはほかのところでは、そのページの下の方の、技術的な問題については明らかにすると書いてあるんですね。だからこれは、私は先ほど事業主体が努力することもそうですが、住民の方の反対者の意見のこともよく聞いていただいて、それで何か合意が得られる

道を探していただくという趣旨で申し上げました。だから、どちらが、事業主体が実際これをやらねばならないというのは、それは気持ちはわかりますけれども、同時に住民の方の話をよく聞いて、それで解決策を見出すというのも当然あり得る答えだと思っんですね。そこまでこの会議が干渉することはできないだろうというのが私の意見でございます。

【委員】 そのこの文言の問題について、これは私の解釈ですけれども、用地取得・補償などの関係で「できるだけ」の文言がないというのは、実務的に1つの手続パターンができてきているからです。それから、その後の浸水などについて「できる限り」とあるのは、今まで未知のことが多いわけですね。こういうことはルーティンでやっていない。だからそもそも論のあたりから、理解を求めなくちゃいけないが、なかなか大変だという前提があって、それからその他の関係者のほうも「できる限り」とありますが、これも関係者ですから、河川法にある「関係河川使用者」というようなパターン化されているものだけに限らないわけですね。したがって、そういった未知のものをここであえて「中間とりまとめ」の中に言及したわけでありますから、その差、違いであろうと私は解釈しますが、しかし、見通しという点では、まあこれは五十歩百歩、同様の性格のものであろうと思っますから、今までの各委員の議論の中でそれぞれありましたけれども、私はただその言葉の意味について整理してみたいと思っただけであります。

【委員】 今のお話を伺って大分理解することはできますけれども、ただやはり、先ほどの〇〇先生（委員）のお話には私は納得できません。やはり県の資料であり、それなりにきちんとつくったものであるということはもちろん了解してはいますけれども、ここで県の言っているすべてをそのまま受け入れなさいというふうなことはもちろんおっしゃっていないと思っますが、基礎データに関してはちゃんとそれなりにやっているから評価しなさいという意味だとは理解してはいます。ただやはり、一人の立場としては、ここで挙げられている評価なり推定方法なりが理解ができるかどうかというのは、私は個人としてはそれは大きな問題だと思っしております。

【委員】 私も毎回、あらゆるデータは自分で計算し直していますよ。複雑な公式の計算などはいけません、自分の卓上計算機でできる限りのことは自分でやっています。その上で納得できないものもあります。おっしゃる趣旨もよくわかります。全部うのみにするわけではない。しかし、それならば自分で全部計算を試みることでいいですね。どこかおかしいところがないかというチェックは必要だと思っますね。

【委員】 もしくはこれはダムの問題と申すか、そういった建設に当たって事業を

進めている過渡的な段階ですから、そのときにすべてがクリアできているということはやっと考えられないと思うんですね。だからそれを〇〇先生(委員)がおっしゃるのには、25年度から本体が打てるようになると書いてあるというのだけでも、それはある意味ではそこまでクリアできることもあるだろうし、それが少し延びることもあるだろうという、ずっと努力をしてそれが実現するか実現しないかの問題、と理解するしかないのではないかと。ただ、「中間とりまとめ」についておっしゃったように、実現性といったものを明らかにしなければならないとされておれば、すべてのダム計画について正確な工程が要求されるでしょう。

【委員】 すみません、よろしいですか。ですから、要するに実現性について書いてないというのが僕は問題だと思うんですよ。だから、どういう実現性を考えているかということを書いてくださいと。書いてあれば、それは共通のやり方ではないですかということなんですがね。

【委員】 ああ。見通しですね。

【委員】 見通しをね。だから、実現性はこういうふうなことについて明らかにして、報告書を出してくださいと書いてあるのが「中間とりまとめ」だと理解しております。

【委員】 ちょっとよろしいですか。それに関連しまして、この報告書を見れば、最初は反対が多くてなかなか用地買収ははかどらなかった。ところが、いろいろな形で管理者の長崎県のほうが現地に行かれたり、住民と対話をされて、現在ではおよそ8割の方から用地に関して賛同を得ている。ここまでは進捗しているわけですね。残り2割ぐらいがまだ残っている。これをどういうふうにしてこの長崎県が用地を持っている人とこれから交渉していくか、こういうことであろうと思います。それはいろいろなところで、例えば公共事業評価委員会とか、あるいはほかの市町村長さんも是非そういうことは考慮に入れて、反対している地権者との間の共通理解を得るようにしてください、こういうことを言っておられるわけで、これは当然のことながら、長崎県のほうもそういうことは考えておられると、私はこういうふうには解釈します。それが、そうしたらおまえが言っていることはほんとうにできるかどうかと言われると、これは私ももちろん定かではないんですけども、そういう努力はこれからされていく、あるいはしてくださいと第三者機関でも言われている。そこを私は認めていくべきではなからうかと思えます。これもやらんということであれば、また別の議論があるかもわかりませんが、今は一生懸命やっていますといわれています。〇〇先生(委員)が言われたように、知事が4回も会ったというよ

うなこともあるかも知れません。それだけではなくていろいろなところでそういう努力をされている状況です。これをやはり評価するというか、そこに期待を持ちたいと考えています。ただし、こういう議論があったということは当然議事録に残していただきたいし、その辺については、〇〇先生（委員）もいつも言われているようなところのコメントをつけていただくと、非常にありがたいと考えています。

以上です。

【委員】 従来からも審議をしてきた中で、こういったことが非常に重要だから、必ず努力してほしいとか、そういうことはちゃんと言ってある。

【委員】 ええ。

【委員】 ここらでいかがですか。

【政務三役】 最初、〇〇先生（委員）からお話がありましたように、ここ有識者会議の場所でご意見をいただく、また有識者会議が事業の決定ということを決める場所であるわけではない。ただ、〇〇委員（委員）のほうからご指摘ありましたように、この検討結果というものが有識者会議がまだ受け取るに値しないものなんだと言われれば、それはまた別の話ということになりますけれども、これだけの地域での検討結果を持ってきた中で、そしてまたその中に地権者との円満な用地の解決を求めるという意見も複数出されている中で、それは私どもにとっても、長崎県をはじめとした地元の関係者に用地の問題というのは地元がしっかりと取り組んで解決していただかなければなかなか前に進んでいくということは事業として難しい、そういう厳しいご指摘があったということをつけ加えて、また私たちの判断の大切な材料にさせていただければというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

【委員】 そういうことでよろしいですね。

【委員】 私は、有識者会議としては共通の考え方をとっているかということからいくと、とっていないと思います、これは。けれども、ここはそういうふうだけの議論をする場ではございませんで、私は本来、治水のあり方を議論するということをもっともっと精力的に、字面で何があるからオーケー、何がないからだめという議論をする場では必ずしももともとないと思っております。で、今のお話も承れば、私がこれ以上この件について言うことはございません。

【委員】 また素人の質問で恐縮なんですけれども、なぜ治水で47%という割合を掛けたのが私はわからなくて、一生懸命読んだんですが、70億の残事業費149億の中

で47%。あと流水と利水で18%と35%に分けていらっしゃるんですけども、これは何か全体的にそういうものがあるのか、それともここでやられた結果なのかということを含めて教えていただければと思います。

【事務局】 今のご質問は、治水対策案の……。

【委員】 概要の7ページの①のところですか。残事業費が149億で治水割合が47%を掛けていますよね。この47%の根拠を一生懸命探したんですが、見つからなかったの、ちょっと教えていただければと。

【事務局】 これは、全体の事業費は285億ですが、そのうち残事業費が149億円。治水の対策案についての比較ですので、47%を負担している治水分の費用では70億円になり、それで比較しているということです。

【委員】 初めの負担額ということですね、要するに治水と利水とそれから——のときの。わかりました。

【委員】 ほかにございませんか。もう大分時間も過ぎましたので。

それでは、いろいろ貴重なご意見をちょうだいいたしました。今回の4つのダムの結果につきましてご報告がありました。岐阜県の内ヶ谷ダム、大阪府の安威川ダム、長崎県の石木ダムにつきましては、検討主体であるそれぞれ岐阜県、大阪府、長崎県からは継続という対応方針での報告がございました。また、沖縄県のタイ原ダムですが、これにつきましては、検討主体である沖縄県から中止という対応方針について報告がございました。この4ダムについて、基本的には「中間とりまとめ」で示した、まあ異論もございましたが、共通的な考え方に沿って検討されている、そういうふうな考え……。

【委員】 長崎県は違いますよ、分けてください。結論は先生のお考えで私は結構なんですけれども、共通の考えでやっているということを私は認めておりません。長崎県は共通の考え方から外れていると思います。

【委員】 だから、石木ダムそのものに関しましては、今、まあ外からもそうですが、事業に関していろいろなご意見がございますので、1つはその地域の方々の理解が十分得られるような努力を続けていっていただくことが非常に重要である、そういうふうな共通認識でいいんじゃないか、こう思います。

そうすると、今、〇〇先生（委員）おっしゃったように、「中間とりまとめ」、「共通的な考え方に沿って検討された」からこれを外すということですか。いや、その石木ダムですが。

【委員】 別の表現にすると。

【委員】 別の表現。

【委員】 共通と言わないで。

【委員】 だから特に今の用地の問題のところ、そこだけがクリアにするような形にしたらどうですか。ほかのところはそれほどでもないのです。

【委員】 実現性の見通しでしょう。

【委員】 ええ。

【委員】 それを要望しているというのをつけ加えて。

【委員】 ああそうですか。

【委員】 ただ、それでひとつ、これは議事録にきちっと残りますので、言葉遣いは相当慎重にしなければいけないと思うんですけれども、地元の関係者の方々の同意をできるだけ得るように期待しますといたら、同意されない限りは永遠に事業は進まんという裏返しなんですよね。だからそれでは、ほんとうにそれがいいのかという、我々が変に答えを出しちゃっているわけですよ。そうじゃなくて、この計画は有識者会議の出した「中間とりまとめ」にのっているというぐらいの表現しかあり得ないんじゃないか。今後とも関係者の方々のとっていったら、それはもともとその自治体自体でやろうとしているわけですから、そこにわざわざ我々が境界条件をさらに足してしまうと、得られない限りは永遠に事業はできないという裏返しの言質になってしまうわけです。

【委員】 まあ、それを要望としてつけ加えることはいいでしょうね。

【委員】 要望ということで条件じゃないという。

【委員】 希望するというね。

【委員】 そうですね、それなら私もわかります。

【委員】 補足的につけ加えれば。

【委員】 私は見方が〇〇先生（委員）とちょっと違いまして、先ほどの「中間とりまとめ」の精神には沿ってやっておられると思っているんです。どうしてかというと、県が反対を隠しているわけじゃない。最初に報告書をいただいたときに、長崎県の考え方が回答が資料が見られなかった、ホームページには載っていたらしいんですけれども、そういう点では何か隠しているように思いましたけれども、実際は違う、今回の報告書の中にちゃんと、2割ですか、こういう方の問題が解決できてないということが書かれている。だからそれはちゃんと報告があるものだから、これは「中間とりまとめ」の精神に沿ってで

きるだけ書いて報告されているという解釈を私はしております。

したがって、まとめとしては、反対の委員の方もおられるけれども、まとめに沿ってやっているという解釈の人間も、委員もいるというふうにコメントしていただいたら、それで、後は〇〇（政務三役）のほうでご判断いただくことになるという。

【委員】　　ちょっと教えていただきたいんですが、有識者会議というのが多数決とか全員一致という場では絶対あり得ないと思うんですね。したがって、それぞれの専門の立場から意見を述べるということで、中にはそれは違うと否定されるものもこの場であるかもしれない。という性格のものだと思うので、要するに、のっとっているということに対して全員一致がない以上、それは、先ほど要望とおっしゃいましたっけ、とか、そういう形を付すという形なんじゃないかと思いますが。

【委員】　　全員一致じゃないということが、むしろ自由な議論ができて、また学問的良心にも恥じないということが言えると思いますから、それはおっしゃるとおりいいと思います。ただ、それをまとめるに当たって……。

【委員】　　ただ私は、まとめるのに、そのために……。

【委員】　　希望、そういう各論もあったというですね。

【委員】　　1つは、4ダムについて全部でないけれども、基本的には「中間とりまとめ」の考えに沿っているというふう結論づけようと思いますが、石木ダムについてはこれだけの議論があつて、また周囲の反対も非常に強いものがある。そういう事情を考えると、特に、今、〇〇先生（委員）もおっしゃったように、例えば実現する前にはこれだけのバリアを乗り越えないかと、それがほかに比べれば非常に厳しいものがあるわけですから、大綱としてはよしとしても、とりわけその地域の方々の理解が得られるような努力をする必要がある、そういうことをつけ加えるということでもいいのかなと思っているんですがね。

それか、もうダイレクトに、〇〇先生（委員）のおっしゃった問題を挙げて書くかですね。

【委員】　　いや、それは議事録にそれぞれおっしゃった内容が残りますから、いいんです。まとめとして、すべて一律に共通だということではない、これについてはこれこれの意見もあったけれども、その点をひっくるめて地元関係者の理解が得られるよう努力することを希望するという口頭でおっしゃって〇〇（政務三役）が受け取ってもらえればよろしいわけですね。もう話は尽きたと思いますけれどもね。

【委員】　　それでは、4つのダムについての基本的なスタンスといいますか、「中間とり

まとめ」に示した考えに沿って検討されたと基本的には考える。それでお石木ダムに関しては、その事業に関してさまざまな意見がある、そういうことにかんがみて、地域の方々の理解が得られるよう努力を続けていくことを希望すると。そうしたら、そういうことでまとめさせていただければどうかと思いますが。

それでは、ほかにございませぬようでしたら、その他とございますが、特に本日は用意をしておりませぬ。

それでは最後に、〇〇（政務三役）より一言ご挨拶をいただきます。

【政務三役】 本日もほんとうに長いお時間と、そしてまた多くのご意見をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。この検証のあり方ということをもとめていただく作業も大変な作業であったと思います。そしてその対象となるダムをまた皆さん方でそのルールというものを決めていただいて、そして毎回大変な判断とご意見をお伺いさせていただいているところでもあります。動いている事業を扱うということはほんとうに難しいことだなということをも毎回考えさせられますけれども、今新しく事業をどうしていくかというところでは、〇〇（政務三役）はじめ、よりダムによらない治水を求め続けていくということは一致しておりますし、また、これは個人的な思いではありますけれども、こういった地権者あるいは水没地でこれまで繰り返してきたことをできるだけ繰り返さない、そういった治水のあり方というものを私たちは希求していかなければいけないんだということをも思っています。

今日も皆さん方から、今度は私どもに難しい判断をまた預けていただくことにもなりましたけれども、また私どもも汗を絞って、また1つの方向性をしっかりと見きわめていきたいというふうにも思っています。本日はどうもありがとうございます。

【委員】 どうもありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

続きまして、事務局から今後の日程などについてご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 次回の日程等につきましては改めてご連絡いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、本有識者会議の規約に基づきまして、本日の議事要旨については、会議後、速やかに作成し、あらかじめ座長にご確認いただいた上で会議資料とあわせて国土交通省ホームページにおいて公開させていただきます。また、本日の議事録につきましては、内容を委員の皆様にご確認いただいた後、発言者氏名を除いて国土交通省ホームページにおい

て公開することといたします。

— 了 —